

改正

令和3年4月15日告示第136号

令和6年3月30日告示第67号

三次市空き家バンク改修補助金交付要綱

(目的)

第1条 市は、人口の増加及び定住を促進するとともに、都市と農村の交流により本市の活性化及び地域社会の維持を図るため、市外在住者が三次市空き家情報バンクに登録されている空き家を購入し、改修をした場合に要する経費に対して、予算の範囲内において三次市空き家バンク改修補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、三次市補助金等交付規則（平成16年三次市規則第65号）に規定するもののほか、この告示に定めるところによる。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 三次市空き家情報バンクに登録済の物件をいう。
- (2) 改修 日常的に生活の用に供する部分を対象に、建築基準法（昭和25年法律第201号）に則り、別表第1に掲げる工事を行うことをいう。

(補助対象者及び交付要件)

第3条 補助金の交付対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる全ての要件を満たす者とする。

- (1) 三次市空き家情報バンクに利用希望登録を行い、空き家を購入した日から起算して1年を経過していない者
- (2) 当該空き家の所在地に住民登録した者又は登録する予定の者
- (3) 地域のコミュニティ活動に積極的に取り組むことができる者
- (4) 世帯全員が交付申請時に納付すべき納期限の到来した市税を完納している者
- (5) 世帯全員が、三次市暴力団排除条例（平成23年三次市条例第18号）第2条第2号又は第3号に規定する暴力団員又は暴力団員等でないこと。
- (6) 補助金の交付を受けようとする空き家の改修経費について、国、県その他公共団体又は財団及び本市の他の制度等から補助金や交付金の対象経費となっていないこと。
- (7) 前各号に掲げる者のほか、市長が適当と認めるもの

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、補助対象者が購入した空き家の改修とする。

2 補助対象事業は、補助金交付決定を受けた日以後に実施し、かつ、交付決定を受けた日の属する会計年度が終了する日までに事業を完了するものであること。

3 改修の施工業者は、建築関連業者であって、市内に主たる事業所及び住所を有する個人又は市内に登録されている本店を有する法人とする。

4 次に掲げる工事及び費用は、補助金の交付対象としない。

(1) 公共工事の施行に伴う補償の対象となる工事

(2) 新築工事

(3) 解体のみの工事

(4) 門扉、塀、溝等の外構工事

(5) 据置式倉庫、カーポート等の修繕又は取付工事

(6) 什器、備品類の購入費用

(7) 設備の取替えのみの工事

(8) 補助対象者以外の者と共有持分の場合において、補助対象事業に要した費用のうち、当該補助対象者以外の者の持分の割合に相当する額

(9) その他補助金の交付が適当でないと市長が認める工事及び費用

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、前条に規定する補助対象事業に要した経費の2分の1以内の額で、50万円を上限とする。ただし、補助対象者と同時に同一世帯として転入する者がいるときは、次の各号に掲げる金額（50万円を限度とする。）を上限額に加算するものとする。

(1) 中学生以上1人につき 10万円

(2) 小学生以下1人につき 20万円

2 前項の場合において、補助対象者と別世帯として、補助対象者と同時期に転入する者（第3条に規定する要件を全て満たす者に限る。）については、同一世帯とみなし、前項ただし書の規定を適用する。

3 前2項で算定した額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(補助金交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする補助対象者（以下「申請者」という。）は、三次市空き家

バンク改修補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して，市長に提出するものとする。

- (1) 空き家を購入したことが確認できるもの
- (2) 改修工事に関する詳細な見積書
- (3) 位置図
- (4) 工事概要のわかる平面図
- (5) 現況写真
- (6) 空き家の所在地に住民登録したことが確認できるもの
- (7) 地域のコミュニティ活動を積極的に取り組む意思が確認できるもの
- (8) 申請者の世帯全員の滞納していないことが確認できる書類
- (9) 前各号に掲げるもののほか，市長が必要と認める書類

2 前項の場合において，空き家の所有権等が共有であるときは，共有者の代表者1人が申請すること。また，改修しようとする空き家については，1度限りの申請とする。

（補助金交付決定等）

第7条 市長は，前条の申請について内容を審査のうえ，相当と認めるときは，補助金額を決定し，申請者に対して三次市空き家バンク改修補助金交付決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

2 市長は，前項の決定に当たり，補助金交付の目的を達成するために必要な条件を付すことができる。

（補助対象事業の内容変更等）

第8条 申請者は，補助金交付決定後において補助対象事業の事業内容及び事業計画の著しい変更（総事業費が20パーセント以上増減する場合等）をしようとする場合には，三次市空き家バンク改修補助金変更承認申請書（様式第3号）により，あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

2 市長は，前項の補助金変更承認申請書の提出があったときは，内容を審査のうえ，相当と認めるときは，補助金額を決定し，申請者に対して三次市空き家バンク改修補助金変更交付決定通知書（様式第4号）により通知するものとする。ただし，補助金の額については，前条により決定した額を超えないものとする。

（実績報告書）

第9条 申請者は，事業完了後速やかに，三次市空き家バンク改修補助金実績報告書（様式第5号）

に次に掲げる書類を添えて市長に報告しなければならない。

- (1) 請求明細書の写し
- (2) 改修に要した費用の支払いを証明できるもの
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
(補助金交付確定等)

第10条 市長は、前条の報告書について内容を審査のうえ、補助金額を確定したときは、三次市空き家バンク改修補助金交付確定通知書（様式第6号）により申請者に通知するものとする。

- 2 前項に規定する補助金額の確定について、必要に応じ現地において検査するものとする。
(補助金の請求)

第11条 前条の規定により補助金額の確定を受けた者は、遅滞なく三次市空き家バンク改修補助金交付請求書（様式第7号）を市長に提出するものとする。

(補助金の交付)

第12条 市長は、前条に規定する補助金交付請求書が提出されたときは、速やかに補助金を申請者に交付するものとする。

(補助金の返還)

第13条 市長は、やむを得ないものと認める場合を除き、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、別表第2により算出した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 当該補助対象事業により改修した箇所を、補助金の確定日から5年以内に変更し、又は取壊しを行ったとき。
- (2) 当該補助対象事業により改修した空き家を、補助金の確定日から5年以内に転居又は転売したとき。
- (3) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が、返還が必要であると判断したとき。

- 2 補助金の交付を受けた者は、三次市空き家バンク改修現況届（様式第8号）により、定期的に状況を報告しなければならない。

(その他)

第14条 この告示に定めるもののほか、この告示の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。

(告示失効後の経過措置)

3 第13条の規定は、この告示失効後も、なおその効力を有する。

附 則 (令和3年4月15日告示第136号)

この告示は、令和3年4月15日から施行し、同月1日から適用する。

附 則 (令和6年3月30日告示第67号)

この告示は、令和6年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の改正規定は、令和6年3月30日から施行する。

別表第1 (第2条関係)

区分	内容
改築工事	空き家の本体の一部を取り壊し建築する工事及びそれに伴う設備の導入又は交換工事
修繕又は模様替え	空き家の本体の修繕又は模様替え及びそれに伴う設備の導入又は交換工事
外壁塗装工事	空き家の本体の外壁塗装工事 (仕上材の張り替えを含む。)
増築工事	1 空き家の床面積を増加させる工事及びそれに伴う設備の導入又は交換工事 2 前項に伴う空き家の本体の一部を取り壊し、建築する工事、修繕、模様替え又は外壁塗装工事

別表第2 (第13条関係)

経過年数	返還額
1年未満	補助金額の全額
1年以上2年未満	補助金額の80%
2年以上3年未満	補助金額の60%
3年以上4年未満	補助金額の40%
4年以上5年未満	補助金額の20%